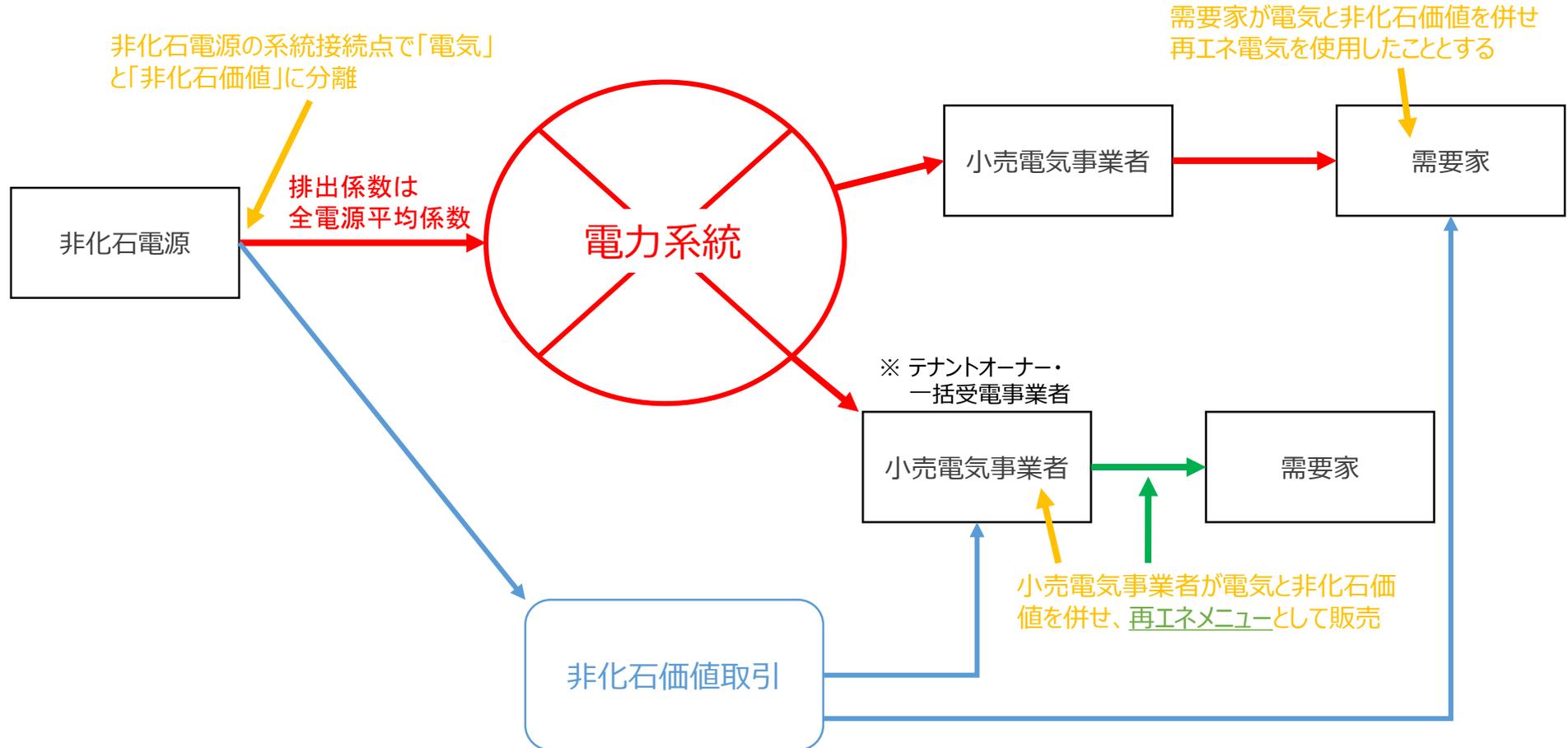


非化石価値取引について

2024年10月31日
一般社団法人日本卸電力取引所

非化石価値とは…

非化石価値は電気の一部



非化石価値は、系統から受電する電気と併せることによって効果がある。

非化石価値の申請 どうしたら非化石価値が生じるか

FIT

国の固定価格買取制度で買い取られた電力量と同量の非化石価値が、費用負担調整機関（電力広域的運営推進機関）の非化石価値口座に入る。

➡ 設備毎の量の確認は不可

非FIT

(FIP・卒FIT)

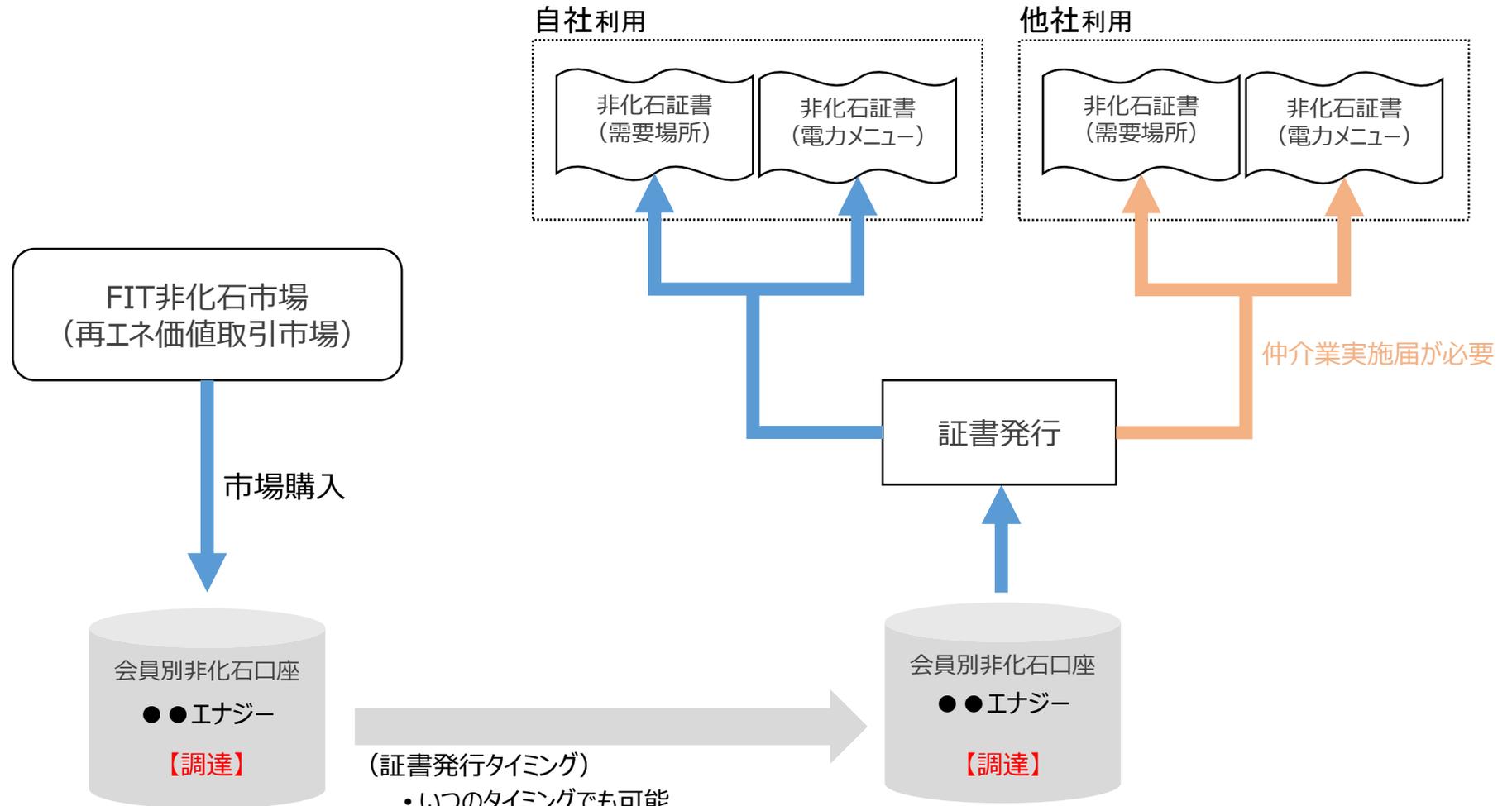
国が設備認定、非化石価値量の認定を行っている。
国は認定業務の実務をBIPROGY株式会社に委託しています。詳細は以下のサイトを参照下さい。

https://www.biprogy.com/solution/other/non_fit.html

認定事業者登録において、非化石価値取引会員番号（数字4桁）を入力します。非化石価値の認証後、1月毎に本取引所非化石価値口座に連係されます。

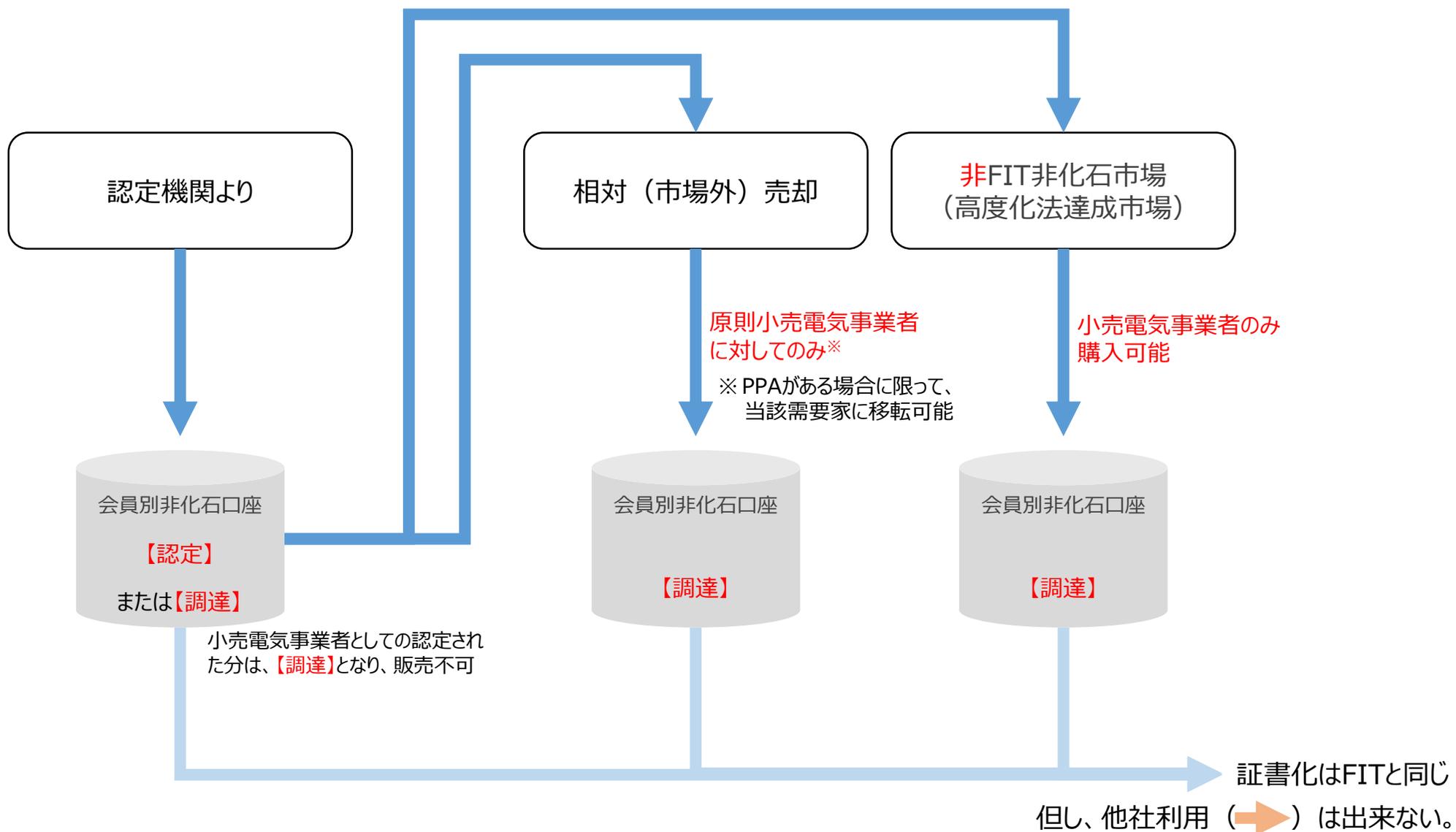
➡ 設備毎の量の確認は可（但し、小規模設備は集約単位となる。）

FIT非化石価値 取引の流れ



- (証書発行タイミング)
- いつのタイミングでも可能
 - 複数回分をまとめたの証書化も可能
 - 口座移動終了日 (6月下旬) まで

非FIT非化石価値 取引の流れ



非化石証書の利用方法

需要場所での利用

電力系統から受電した電力量

- 4月から翌年3月を区切りとする。

相応量の非化石証書

- 宛先（=所有者）は**需要家法人**
- 電力使用期間に併せることが可能な証書
- 複数枚でも可

需要家が申請先に通知

電力メニューでの利用

当該メニューの販売電力量

- 4月から翌年3月を区切りとする。

相応量の非化石証書

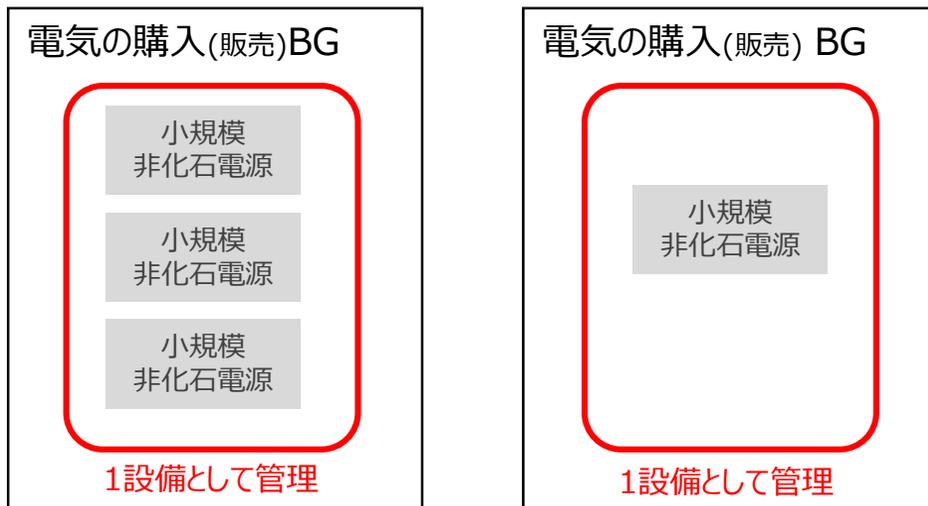
- 宛先（=所有者）は**小売電事業者**
- 電力使用期間に併せることが可能な証書
- 複数枚でも可

小売電気事業者がホームページ上で公開する等の方法で需要家に周知

特記：小規模設備の集約について

発電出力50kW未満の非化石発電所は、設備情報を集約する。

市区町村 ※政令市の区分けはしない。特別区は分かれる。



発電設備区分

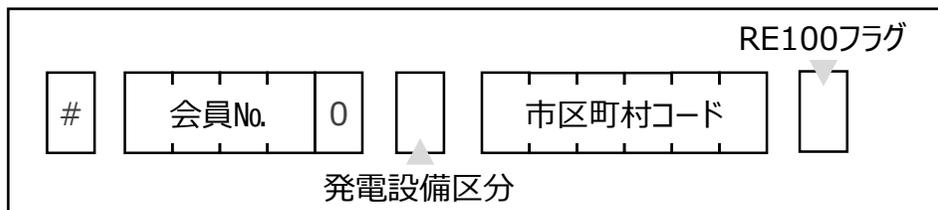
A	太陽光
B	風力
C	水力
D	地熱
E	バイオマス
F	原子力
G	水素
H	アンモニア
J	RPS複合型

設備ID

FITの場合



非FITの場合



RE100フラグ

0	15年超過
1	15年以内

市区町村コード

総務省発表の市区町村コード

設備名称は【☆発電種別名 市区町村名】

特記：システム接続について

Web画面のほか、API接続による利用方法を用意する。

- API接続には、専用線の用意が必要。
- 専用線利用には契約が必要。契約にかかる費用は以下を予定している。

工事費 : 50万円
回線利用料 : 20~25万円/月

➡ 現在、契約書・接続技術書・API仕様書を用意している。
(11月目途に公開予定)

- この接続は、電力の取引でも利用可能。
- システム提供事業者でも契約可能。

ご意見、ご質問は以下にお願いいたします。

日本卸電力取引所 03-5765-5477

日本卸電力取引所 hikaseki@jepx.org